○農林水産省令第二十四号

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十六号）及び漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第四百一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令

（漁業法施行規則の一部改正）

第一条　漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告）	（漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告）
第十六条　（略）	**第十六条**　（略）
2　法第二十六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	2　法第二十六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　年次漁獲割当量設定者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの	一　年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ　年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	（新設）
ロ　年次漁獲割当量設定者ごとに設定された当該年次漁獲割当量設定者を識別するための文字、番号、記号その他の符号	（新設）
二～七　（略）	二～七　（略）
3　（略）	3　（略）
4　法第二十六条第二項の規定による漁獲量等の報告に係る農林水産省令で定める期間は、採捕した特別管理特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内とする。ただし、特別管理特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認めるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。	（新設）
5　法第二十六条第二項の採捕をした個体の数、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	（新設）
一　年次漁獲割当量設定者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの	
イ　年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
ロ　年次漁獲割当量設定者ごとに設定された当該年次漁獲割当量設定者を識別するための文字、番号、記号その他の符号	
二　採捕した特別管理特定水産資源	
三　漁獲割当管理区分	
四　設定を受けた年次漁獲割当量	
五　特別管理特定水産資源ごとの採捕した個体の数	